

○津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザの再利用可能な不用品
等の再利用に関する要綱

平成28年1月15日
津山圏域資源循環施設組合告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第8号。以下「条例」という。）第4条第3号に規定する再利用可能な不用品等の再利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 提供品 津山圏域クリーンセンターリサイクルプラザ内のリユースコーナー（以下「リユースコーナー」という。）に搬入される物であって軽易な修理、検品、清掃等（以下「修理等」という。）を行うことにより再利用が可能な物をいう。
- (2) 再生品 修理等を行った提供品及び津山圏域クリーンセンターリサイクル施設に搬入された廃棄物であって修理等により再利用が可能となった物をいう。

(提供品の条件等)

第3条 リユースコーナーに提供品を持ち込むことができる者は、津山圏域資源循環施設組合を組織する市町の住民とし、提供品は、全て無償譲渡とする。

- 2 提供品を持ち込む者は、提供品持込みカード（様式第1号）に必要事項を記載し、提出の上、自己の責任及び費用負担においてこれを行われなければならない。
- 3 提供品は、家庭で不用となった家具又は未使用の什器類、その他管理者が適当と認めるもので、かつ、次の要件を備えたものでなければならない。
 - (1) 再利用することが可能なこと。
 - (2) 再利用することに当たって危険性がないこと。
 - (3) 運搬及び保管が可能なこと。
 - (4) 衛生上問題がないこと。
- 4 管理者は、物件が次の各号のいずれかに該当するときは、その持込みを拒否するものとする。
 - (1) 動植物類及び食料品又は嗜好品類
 - (2) 花火その他の火薬類、薬品類等
 - (3) 骨董又は金券類及び著しく高価な物
 - (4) 宗教又は祭礼に関する物

- (5) 商店、事業所等の事業活動に伴う物
 - (6) 法令に違反する物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか社会通念上不相当と認められる物
- 5 リユースコーナーに持ち込まれた提供品は、返却しないものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (再生品の譲渡等)

第4条 管理者が再生品を譲渡する場合には、次の各号に掲げる方法いずれかによるものとする。

- (1) 無償かつ先着順によるもの
 - (2) 有償かつ先着順によるもの
 - (3) 有償かつ抽選の方法によるもの
- 2 再生品は、前項各号に掲げる譲渡の方法の別を明らかにし、リユースコーナーに展示するものとする。
- 3 第1項第2号及び第3号に掲げる方法により譲渡する場合の価格は、その品目に応じて定める上限額の範囲内で、当該再生品の状態及び再生に要した修理等の程度により管理者が定める。
- 4 前項に規定する品目に応じて定める上限額は、管理者が別に定める。
- (無償かつ先着順の方法による再生品の譲受)

第5条 前条第1項第1号の方法に従って再生品を譲り受けようとする者は、再生品持帰りカード(様式第2号。以下「持帰りカード」という。)に必要事項を記載し、及び提出することにより当該再生品の引渡しを受けることができる。

- 2 同日中に譲り受けることのできる再生品の点数は、管理者が別に定める。
- (有償かつ先着順の方法による再生品の譲受)

第6条 第4条第1項第2号の方法に従って再生品を譲り受けようとする者は、必要事項を記載した持帰りカードを提出し、及び代金を納付することにより当該再生品の引渡しを受けることができる。

- 2 同日中に譲り受けることのできる再生品の点数は、管理者が別に定める。
- (有償かつ抽選の方法による再生品の譲受)

第7条 第4条第1項第2号の方法に従って再生品を譲り受けようとする者は、抽選品申込書(様式第3号)に必要事項を記載し、管理者が別に定める期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する申込期間の経過後、管理者が別に定める日に公開抽選を行って当選者を決定し、当選通知書(様式第4号)により、当選者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の当選者は、当選通知書を再生品の引渡しの際に提示し、及び代金を納付することにより当該再生品の引き渡しを受けることができる。
- 4 再生品の引渡期間は、当選通知書の発送の日の翌日から起算して2週間以内とし、引渡期間内に再生品が受領されない場合には、当該再生品に係る当選はその効力を失うものとする。

(再生品の瑕疵担保責任)

第8条 再生品の瑕疵については、組合は責任を負わない。

2 引渡しを受けた再生品の持帰りは、引渡しを受けた者の責任と費用負担において行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

提供品持込みカード

持込み日	年 月 日		
提 供 品	品 目		管理番号
住 所	〒 —		
氏 名		電話番号	— —
摘 要			

《注意事項》

- ・ 提供された商品は、原則として返却することができません。

様式第2号（第5条関係）

再生品持帰りカード

持帰り日	年 月 日		
再生品	品 目		管理番号
住 所	〒 —		
氏 名		電話番号	— —
摘 要			

《注意事項》

- ・ 再生品の販売を目的とする人は，持帰りできません。
- ・ 再生品の瑕疵について組合は責任を負いませんので，必ずよく確認をしてから持帰り願います。

様式第3号（第7条関係）

抽選品申込書

申込みに係る注意事項に同意のうえ、下記のとおり申し込みます。

管理番号		申込日	年	月	日
品目					
住所	〒 -				
ふりがな		電話番号	-	-	
氏名					

《申込みに係る注意事項》

- ・ 申込書は、1点につき1枚だけが有効です。
- ・ 必要事項が記入されていない場合、抽選の対象外となります。
- ・ 抽選品の瑕疵について組合は責任を負いませんので、申込前に必ずよく確認をしてください。
- ・ 抽選に当選された場合、再生品の引渡期間は当選通知書の発行日から2週間以内です。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者
（ 公 印 省 略 ）

当選通知書兼受領承諾書

下記再生品等の譲渡希望については、抽選の結果当選されたので通知します。

譲渡品目

引渡期限 年 月 日（ ） 午後 時

※ 引渡期限までに引取り又は連絡がない場合には当選は無効になります。

私は、譲渡された品物（再生品等）については、有効に使用するとともに、再生品の瑕疵に関しては何ら異議を申し立てないことを約束します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

※ 引取りに来られる際には、必ずこの通知書をご持参ください。